

令和3年
使用

交通安全 ポスター デザイン 募集

募集
内容

各部門とも「令和3年使用内閣総理大臣賞受賞スローガン」を
原文のまま 使用してポスターを制作してください。

スローガンの漢字をひらがなやカタカナに変えたり、句読点や
括弧などを付加した場合は審査対象となりません。

止まれ

一般部門A 運転者(同乗者を含む)に呼びかけるもの **どなたでも応募可**

ゆとりある 心と車間の ディスタンス

一般部門B 歩行者・自転車利用者に呼びかけるもの **どなたでも応募可**

ママなんで？ 赤は止まると 習ったよ

こども部門 子供たちに交通安全を呼びかけるもの **中学生以下のみ応募可**

自転車に 乗るなら きみも 運転手

作品サイズ

一般部門A、B ▶ B3判またはB3判相当の四ツ切り用紙 縦位置に限る

こども部門 ▶ B3判またはB3判相当の四ツ切り用紙 縦・横位置自由

※印刷用のトンボ(断裁位置の目印)や余白は不要です。障がい等で上記作品サイズを描くことが困難な場合は、「交通安全ポスター デザイン」事務局(毎日企画サービス内)へお問い合わせください。

制作上の注意

ポスター デザインは交通安全を訴えるものであることから、交通ルールを遵守したものとし、制作にあたっては特に以下の点に注意すること。ただし、危険性を訴える目的で信号機を擬人化するなど、制作上必要性が認められる場合は審査の際に考慮する。

- 信号機、標識、標示等を正しく描く
- 車内の人物にはシートベルトまたはチャイルドシートを着用させる
- 自転車を素材にする場合は、ブレーキ等車体と乗り方を正しく描く

○自作、未発表作品に限る。他者の知的所有権を侵害しないこと。他者の作品や
顔写真、商品、商標等が作品中に含まれていると判断された場合は審査の対象
とならない。

○応募点数に制限はもうけない。共同制作も可。

○パソコンによる制作、レタリングやイラストレーションの使用、写真のデザイン化も可。

参考 **自転車安全利用五則**

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号順守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

詳細はこちらの二次元コードからも
ご確認できます。

毎日新聞社 交通安全
ポスター デザイン 募集



応募方法・賞・応募用紙は裏面をご覧ください！